

出石の家中や町方一統も大いに困惑したが、当時は上大夫の仙石左京が御勝手方を兼ねており、その左京の取りはからったことであつたから致し方もなかつたのだと、和解交渉の出石側名主が打明け話をしていたという。藩財政の窮乏にあえぐ豊岡・出石両藩の苦肉の策が競合したというのが事の真相で、仙石左京の策謀が発端であつたことを示唆している。この事件のあとで、出石藩ではやがて仙石左京が失脚して財政再建に失敗し、豊岡藩でも財政危機が一層深刻化し、ともに領民から手痛い反撃を受けることとなる。

文政六年七月二十六日「出石様之義者元米御同国と云、御隣組之事ニ候……出石表に罷越候へハ弥よ、よ以テ諸事入念、無礼等も無レ之様相嗜……御家中之衆へ無礼不仕下座等致候様可ニ相心得」と豊岡藩庁は町々に触れている。その文言の何と空々しいことか。

第三節 町方変義

化政期の 九日市下ノ町の渡辺家には、魚屋幸右衛門と息子・七郎左衛門が年々書き記してきた「年々有物商家経営 上覚」と称する棚卸帳が寛政七年（一七九五）から文政七年（一八二四）にかけて残されている。これによって、当時の商家の経営状態を見ることとしたい。

魚屋は、天明のころには豊岡藩主より渡辺家の苗字と帯刀を許され、三代にわたって大庄屋に任命された大地主であつた。また、酒造業・金融業のほかに木綿・米・塩の商いも行なっていた。

次表に見るように、寛政七年の経営は酒造一〇四石二斗の有酒高、銀にして五貫余の収入と、散田収入を主

『上覚』の内容

| 有 銭 | 商木綿 | 御用頼母子 | 計 | 備 考 |
|------|---------|---------|---------|---------------------------------------------|
| 匁 | 貫 匁 | 貫 匁 | 貫 匁 | |
| | | | 70.930 | 昨6年御用金4貫目 |
| | | | 75.220 | |
| .850 | | | 70.872 | |
| .180 | | | 75.180 | |
| .400 | | | 71.580 | |
| .500 | .500 | (御用金同様) | 78.562 | 商木綿8束 |
| .150 | 糸 2.400 | 5.000 | 78.850 | 糸およそ50ばかり有 |
| .440 | " 2.000 | 5.330 | 74.820 | 商糸1荷。商柳1.300 |
| .500 | | 5.330 | 76.270 | |
| .750 | (有札) | (金子) | 68.305 | 餅用米商 御用銀5貫330匁 |
| .100 | 7.700 | .240 | 72.290 | |
| .600 | 1.400 | .045 | 77.365 | 商麦 |
| .300 | 7.800 | .240 | 72.5063 | 七右衛門商方.620 |
| .360 | .520 | .140 | 68.858 | 御頼銀4貫600上納 |
| .300 | 1.300 | .130 | 68.020 | " 2貫733上納 |
| .020 | .230 | .078 | 72.474 | 内2匁 七右衛門別家のため引当銀 |
| .125 | 1.200 | .160 | 65.570 | |
| .450 | 2.000 | 1.088 | 54.540 | |
| .250 | .850 | .384 | 48.199 | |
| .010 | 2.100 | .288 | 55.0485 | 商塩375匁 |
| .100 | 1.000 | .0487 | 59.8197 | 商柳1000匁 |
| .225 | 1.200 | .877 | 66.1635 | 役方かし.400匁 |
| .100 | .350 | .945 | 68.483 | 13、14年は大庄屋役多忙につき算用 致さず 幸右衛門病気につき算用致さず |
| .150 | 2.000 | .060 | 74.372 | |
| .020 | 4.800 | 1.426 | 58.117 | 商柳 |
| | 1.0206 | | 94.8852 | 御用銀319匁上納 |

第七章 豊岡藩の試練

表83 渡辺家『年々有物』

| 年 度 | 有酒高 | 貸 付 | 頼 母 子 | 有 銀 | 有 米 |
|------------|--------|--------|--------------|--------|----------|
| | 貫 匁 | 貫 匁 | 貫 匁 | 貫 匁 | 貫 匁 |
| 寛政7 (1795) | 5.210 | 42.500 | 10.000 | 11.000 | 2.220 |
| 8 | 8.220 | 52.000 | 7.000 | 6.000 | 2.000 |
| 9 | 8.170 | 44.024 | 8.000 | 6.700 | 3.128 |
| 10 | 8.000 | 48.000 | 10.000 | 7.500 | 1.500 |
| 11 | 9.700 | 46.930 | 4.200 | 7.600 | 2.750 |
| 12 | 11.200 | 50.500 | 8.500 | 2.000 | 5.362 |
| 享和1 (1801) | 14.000 | 41.500 | 9.500 | 1.200 | 5.100 |
| 2 | 15.500 | 35.700 | 12.000 | .400 | 2.150 |
| 3 | 14.100 | 35.000 | 8.500 | 11.000 | 1.840 |
| 文化1 (1804) | 13.500 | 35.000 | 10.000 | .100 | 8.955 |
| 2 | 14.300 | 25.000 | 10.000 | 7.660 | 7.290 |
| 3 | 14.800 | 36.000 | 12.000 | 5.400 | 麦共 7.120 |
| 4 | 15.000 | 33.000 | 2.500 | 1.000 | 10.2463 |
| 5 | 22.000 | 28.000 | 2.380 | .050 | 15.408 |
| 6 | 24.000 | 31.300 | 5.000 | 1.100 | 4.890 |
| 7 | 18.500 | 47.808 | 2.200 | .025 | 3.613 |
| 8 | 18.500 | 40.700 | (借り) .245) | .100 | 5.030 |
| 9 | 18.000 | 28.500 | 1.020 | 1.000 | 2.384 |
| 10 | 15.900 | 22.580 | 2.960 | .450 | .940 |
| 11 | 13.700 | 30.000 | 4.600 | 3.300 | 1.0508 |
| 12 | 15.850 | 41.400 | (借り) .067) | .100 | .988 |
| 文政1 (1818) | 16.600 | 37.800 | 4.894 | .100 | 4.4675 |
| 2 | 13.070 | 43.600 | 5.187 | .123 | 5.108 |
| 3 | | | | | |
| 4 | 11.800 | 57.400 | .622 | .300 | 2.040 |
| 5 | 8.500 | 38.000 | 2.911 | .050 | 2.410 |
| 7 (1824) | 14.558 | 83.400 | (借り) 3.0733) | .014 | ほか 1.493 |



写244 「年々有物ノ上覚」 魚屋・渡辺幸右衛門家の寛政7年から文政7年まで30年間の決算書

とする米代価二貫余が主なる内容となっているが、それに比して貸付銀は四二貫五〇〇匁という莫大な額となっている。貸付銀は、以下ども他借分を差引いた正味の貸付額である。

酒造高は翌八年に一二〇石、九年は一一〇石、十年には一〇〇石と漸減するが、十一年以降は有酒高から見る限り順調な伸びを示している。貸付金利による田畑の買入れもあって、田徳(小作米)も豊凶による増減はあるものの、文化四、五年ごろまでは順調に伸び、文化四年の米穀所蔵量は次表に示すように二二七石一斗にもほっている。なおこの他、年により木綿・糸・柳・餅米・麦・塩などが商われている。

この間、寛政七年に御用銀四貫目・寛政十三年に五貫目・享和二年と三年に五貫三三〇匁の御用頼母子が支出されているが、御用頼母子は「御用金同様に可心得事」と注記されており、享和四年の御用銀からは算用から除外して「大不埒之事」と付記している。御用銀に対する憤懣による書込みであろう。

文化四年にも御頼銀があり、このうち六割分、見付割り四貫一〇〇匁と高掛り五〇〇匁の計四貫六〇〇匁が翌五年に、残額の二貫七三三匁は翌々六年に上納されている。文政七年にも御用銀三一九匁の上納があり、わかっていただけでも約三〇年間に三二貫六四二匁、年平均にして一貫一〇〇匁の御用金を負担している。

表84 渡辺家取扱い米穀量

(単位・石)

| 年 度 | 黒 米 | 白 米 | も み | 餅 米 | 合 計 | |
|-----|-----|---------|--------|--------|--------|---------|
| 文化 | 3 | 97.300 | 36.800 | 20.000 | | 144.100 |
| | 4 | 169.600 | 42.710 | | 10.400 | 227.100 |
| | 5 | 28.100 | 26.370 | | | 54.470 |
| | 7 | 5.800 | 24.400 | | 32.000 | 62.200 |
| | 8 | 74.000 | 26.800 | | 1.800 | 102.600 |
| | 11 | 3.200 | 11.250 | | 3.400 | 17.850 |
| 文政 | 12 | .800 | 14.000 | | 3.200 | 18.000 |
| | 1 | 46.750 | 15.400 | 30.000 | 8.000 | 85.150 |
| | 2 | 69.600 | 11.555 | 30.000 | 12.600 | 108.755 |
| | 4 | 8.200 | 20.000 | 40.000 | 1.200 | 49.400 |
| | 5 | 22.000 | 10.000 | 30.000 | 1.200 | 48.200 |

注 合計欄は、もみの白米換算率を0.5と計算した。

以下、年をおって当家の主な出来事を見てみよう。

寛政十三年は昨十二年冬に戸牧村の田地徳米が入らなかつたうえ、酒蔵普請をして銀二貫目の支出があつたほか、当年分御頼母子銀五貫目、いせ治の死で三貫目の損銀、橋本屋敷の買取りで二貫四〇〇匁、田地買取りの五貫四三〇匁などのため十七貫八三〇匁を支出、損引きが多く、かつ不幸もあつて入用もかさみ、格別に喰込みとなつたというが、それでも経営は拡大している。

享和二年は中町や小尾崎などで地所・屋敷を買取つて一貫四二〇匁を支出、御頼母子の五貫三三〇匁の支出も大きく、縮高減となる。

享和三年は、凶作で米価収入は減少、享和四年には中町の吉右衛門から川原畑を一貫二〇〇匁で買受け、享和三、四年とも御用銀五貫三三〇匁を課せられている。

文化三年以降の有米内訳は上表に見る通りで、年により相当の開きがある。おそらく豊凶による小作米量の増減が理由と思われる。この年、麦商いで売り麦が虫喰いのため大損、貸損が

五〇〇匁、家屋普請・酒造道具の買入れなどで一貫七五〇匁を支出。

文化五年は御用銀見付分四貫一〇〇匁、高掛分五〇〇匁の計四貫六〇〇匁の負担。息子・七郎右衛門の出店入用二貫五〇〇匁に光行寺への寄付一貫五〇〇匁と莫大な出費があり、決算は落込む。

文化六年は御用銀残額二貫七三三匁の完納、散田方で五、六〇〇匁の損失。戸牧村・八左衛門への貸付銀のうち一貫四三〇匁が貸倒れで抵当田地を引き取り、このため前年より一層の落込みとなる。

文化七年は地所・屋敷の買取り一貫八〇〇匁と昨六年の凶作と米商いで一貫余の欠損となり有米高は減少。また息子・七郎右衛門別家の引当てに宮津屋頼母子銀を当てる心算のところ、頼母子が潰れて銀二貫目の持出し。酒造利分も減少して大いに困り入ったという。

文化八年は前年の豊作で田利八〇石を得、土地・田畑の質入れ、七郎右衛門への仕分けなどで出費がかさみ、銀子が減少したと嘆く。

文化九年は舟株を四二〇匁で買取り、前年の娘の嫁入りのため大物入りで経営も損失多く大心痛とあり、決算高は未曾有の小額となる。

文化十年は昨年の凶作で田徳がなく、有米高は大幅減に加えて次女の嫁入りごしらえに鼈甲道具二通りをそろえたため出費がかさみ、決算額は一層の減となった。

文化十一年は御用御頼銀として銀四〇〇匁を繰上げ支出。柳を商う。

文化十三、十四年は、文化十一年十月よりの大庄屋就任で多用となり、十二年の棚卸しも遅れ十三、十四年はついに算用できなかった。

文化十五年は酒造と小作料収入増で決算やや持直す。

文政二年は前年に塩津・立野で地所買入れ二貫一七〇匁。貸付け・有米の増加で決算上向く。

文政三年は当主・幸右衛門格別の病苦で帳付け不能。

文政四年は三年春より商い勝ちが悪くなり、損銀多く心痛。

文政五年は昨年来の骨柳商いで大損失。その他、普請や上京などで出費かさみ決算悪化。

文政七年は昨年の幸右衛門の死で出費かさみ、加えて大凶作のため田徳減少。高掛御頼銀もあったが、貸付利息が借銀利息分を差引いても正味九貫九七三匁五分あり。田徳は大凶作ながら掛物を差引き三貫三〇〇匁、酒九九〇匁九分三厘、雑収入二二一匁一分五厘で純利十四貫四八五匁五分八厘の好決算となる。

以上、渡辺家の経営は利貸資本の運営で利潤をあげるとともに、戸牧村・塩津村・立野村など豊岡町周辺の村々に相当な田畑・地所を抱え、かつ質地取りの形で土地集積を進めつつある豪商ではあったが、寛政から化政の三〇年間の経営内容には相当な波瀾が認められる。

銀納石代による貨幣経済の但馬農村への浸透のなかで、魚屋幸右衛門は寛政年間すでに多額の手持ち資金を有し、その利貸しと質地地主化、散田小作米による酒造業経営を通じ、近世的経営がすでに軌道にのっていたが、化政期に入っても依然、利貸し経営中心からは抜け切れず、加うるに度重なる御用銀の賦課や通貨の不安定、凶作による貸倒れが経営の停滞を招き、利貸し商業資本からの新展開は見られないで終わっている。

町方変遷の

発端

文政六年七月二十七日、豊岡藩庁は播州印南郡魚崎村の網干屋与兵衛ら播州の三商人に骨柳荷物をはじめ、領内物産の藩外移出業務を独占させるとともに、骨柳会所を廃止した。

表85 豊岡銀札相場の推移 (鳥井家『公私之日記』)

| 年 月 日 | 銀 歩 | 銀札1匁 の銭価 | 米銀価 | 米札価 | 菜種値段 | 糸 価 | 出石札 | 備 考 |
|-------------|-----------|-------------|-------|---------|----------------|--------|-------|-------|
| | (割・歩) | (文) | (匁) | (匁) | (匁) | (匁) | (割・歩) | |
| 文政6. 3. 1まで | | 100 | | | | | | |
| 3. 2 | | 98 | | | | | | |
| 9. 19 | | 96 | | | | | | |
| 7. 2. 4 | 2. 7~2. 8 | | | | | | | |
| 2. 16 | 3. 0 | | 60 | | (銀 60 札 80) | 札(50) | | |
| 4. 19 | | | | 62~63 | | 札65~66 | | |
| 7. 26 | 3. 7~3. 8 | | 50 | 70 | | | | |
| 8. 22 | | 78~80 | | | | | | |
| 閏8. 23 | 4. 2~4. 3 | | | | | | | |
| 8. 5. 2 | 4. 5 | | 52~53 | 75~76 | | | | |
| 7. 29 | 5. 2~5. 3 | | 55~56 | 85~86 | | | | |
| 8. 22 | 4. 5 | | | 105~106 | | | | |
| 12. 15 | | | 78~82 | 115~116 | | | | |
| 12. 晦 | 4. 5 | | | | | | | |
| 9. 4. 12 | 8. 0 | | | | | | | |
| 5. 29 | 9. 0 | 56 | | | | | | |
| 6. 15 | 9. 0 | | | 140 | 札100~110 | | 13~14 | |
| 8. 19 | 9. 0 | | | | | | 16 | |
| 8. 24 | 8. 0 | (50) 60 | | | | | | 縮札で回復 |
| 9. 28 | 6. 0 | 70 | | | | | 15 | 縮札で回復 |
| 10. 7 | 6. 0 | | | | | | 15~16 | |
| 10. 12 | | 72 | | | | | | |
| 11. 23 | 4. 8 | | | | | | 10 | |

() の数字は直前までの相場

この年も銀札の下落はとどまるところを知らず、九月十九日には札一匁が銭九八文から九六文になった。以降、銀札は前表に見るように下落の一途をたどる。

銀札の引替え渋滞が銀札価値の下落を招き、相対的に銭貨の価値を騰貴させる。いまや領内には正銀（銀貨）のみならず、銭貨まで払底の状態となった。

このため、十月五日にはやむなく壹分切手が発行されたし、十月十五日には札場の信用回復のため銀二〇〇匁掛けの八十人講二組を、五町名主が発起人というかたちで発足させた。

十一月十七日、藩庁は年貢銀納値段を銀五五匁と決定したが、この値段は当地の相場に比べ格別の高値で、それだけ百姓たちは多量の米を売らなければ所定の年貢が皆済できなくなった。

十一月二十三日、在方から二人、町方から十七人の計十九人が藩庁に呼出され、産物会所立会いを命ぜられた。藩庁は藩財政再建に必死の努力を重ねていたわけである。

こうしたさなか、銀札相場の変動を利用して利鞘稼ぎをし、結果的には銀札の下落を助長する不逞の商人が、この年の暮に横行し始めた。

十二月二日、藩の評定所はこのうち悪質な三人を呼出し、鍋屋林助を手鎖・町預け、丹後屋勇三郎・伯耆屋庄藏の二人を御叱り・差控えとし、町名主・由利九十郎には監督不行届の廉で急度叱りに処した。

年末の十二月五日には産物会所が開設され、宍田町の鍋屋三左衛門宅が会所にあてられた。柳の他所売りも解禁となり、勝手商売が許された。

文政七年に入って、銀札の下落はますます進み、御用銀賦課もくりかえされた。

文政六年十二月二十六日の豊岡藩邸の焼失以来、藩主は長らく表長屋での仮住まいが続き、藩邸の再建費用は二〇〇〇両を要すると見込まれていたから、藩庁では翌七年正月二十八日、またまた町や在の富農商を指名して、百姓には高掛かりで、富商には間口割りで御用銀一九〇貫目を命じた。多分の上納銀に一統は大いに困惑したが、引受けざるを得なかった。

強訴・徒党の再発を懸念した藩庁側は同年二月三日、先手を打ち古在小左衛門ら奉行・諸役人らが出席しての光行寺での宗門改めの席で、明和・安永両度の強訴・徒党禁止の御触れを再び触れ、十町・永井町の者たちから御触れを敲守する旨の印判をとった。

銀札の濫発で諸物価はいよいよ高騰していった。七月二十六日ごろには銀札が引替え停止状態となり、物価高値もあって町や在では御札場や産物会所出役の者たちに対し、かれこれ陰口がささやかれるようになった。

銀札信用の下落にたまりかねて、七月二十八日には町方五〇人・在方八人の代表を藩庁に呼出し、締札五〇〇貫を命じ、銀札の流通量を規制して、その暴落の阻止を図った。

八月二十二日には銭も払底して、店屋は釣銭に困るようになったから、藩庁では五厘切手を発行して銭払底に対処した。

しかし、一方では藩邸の再建には資をつくし、「御勝手方甚御不如意トハ乍レ申、御領主様之御徳ト感入申候」と鳥井家『公私之日記』の筆者に皮肉られている。

十二月二十三日、表御門の棟上げが行なわれたが、その翌日二十四日には早速「御用より在方へ御難題之御頼」すなわち御用銀三〇〇貫目が申付けられた。恰好をつけるため藩庁では同月二十六日儉約令を発した。ま

た、他所銀札で金銀売買・利鞘稼ぎをする不埒者があるため、豊岡町民の所持する出石銀札はすべて豊岡銀札に引替えるよう命じ、来春からは他所札の流通を停止させると触れた。

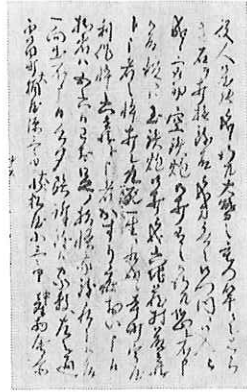
明けて文政八年、銀札の暴落と諸物価の騰貴は依然として進行し、藩財政はいよいよ窮迫する。

二月十九日、藩庁は御勝手方よんどころない財政事情を理由に新仕法を打出し、文政八年から十二年までの五ヶ年間に、年貢米を一萬六〇〇〇俵の定免とし、毎年十一月期限で納入させることを命じた。また同年初夏には出石銀札も濫発のため引替えが渋滞し、両銀札の暴落から諸色高値となり職人の手間賃も騰貴した。文政六年ごろまで銀七分五厘であった油師の手間賃が、その後八分となり、文政八年春からはとうとう銀九分となった。

文政八年七月末、銀札と正銀の引替歩合は札一〇〇匁に対し正銀五二、三匁となり、市中の米価も石当たり正銀で五五六匁のものが銀札では八五六匁でも買えなくなった。その日暮らしの小商人や職人・雑業層にとっては、もはや飢饉にもおよぼんとする事態となったのである。

そうしたなかで七月の二十八日、『校補但馬考』が伝えるところでは、円山川を一艘の舟が米を積んで上がって来た。安い米でも積んで来たかと思守る豊岡の人々の前を、この舟は素通りして上流に向かう気配であった。たまりかねて、そのうちの一人が、どこへ行くのかと尋ねると、上郷（気多郡・天領）の善右衛門の所へと船頭は答えたが、豊岡の人々はこれを上ノ町（九日市上ノ町・豊岡領）の善右衛門と間違え、また思い込んでしまった。

おそらく九日市上ノ町の善右衛門が、かねがね銀札の取扱いか米の買占めで暴利を貪り、腹にすえかねる思



写245 町方の強訴を記す
鳥井家『公私之日記』文
政8年7月29日の記事

いがあったからであろう。

町民は善右衛門の米ならばと掠奪しようとした。しかし藩吏が来ておしとどめたため、一人が走り去って寺に入り釣鐘を乱打した。こうしてついに打ちこわしになったという。

騒動の勃発は、鳥井家『公私之日記』や処罰者の判決文から七月二十九日の間違いと思われるが、『豊岡騒動記』は、

「七月二十八日、日和、今日從_ニ篠岡村_一上ノ郷商人米四拾七俵被_レ買、九日村善右衛門世話にて積登せ可_レ申
処、京口町渡し場にて米舟式艘留メ騒動の元也」

との町の噂でこの節、米が払底してきわめて高値となり札歩も五割に下がって人氣も悪い、そこで、

「今夜宮寺辻々々寄集り相談致申候、尤宵田町より滋茂町迄三町ハ不_レ知、出不_レ申候事」

と、日付や発端について、やや異なった記述がなされている。

そして二十九日には、「昨日之米舟留メ候ニ付町中家別売人づつ出張……町人一統善右衛門と掛合致、即小
頭様始同心御役出張被_レ成懸合_二」たが落着しなかった。そして、ついに「暮後々裏通り堀川芝居場へ寄集り
相談致、出町裏廻り割木抔出火之懸声ニて、町左之通潰し申候」

という打ちこわしが始まったのである。発端は、やはり二十八日の米の抑留にあったらしい。

『豊岡騒動記』の記述ははなはだ具体的である。

町方変義の 騒動の経過を述べるに先立ち、豊岡町方変義についての史料の解説を少し試みたい。

史料 町方変義についての具体的記述は現在、地元には鳥井家と由利家の両『公私之日記』・『豊岡騒動記』の三点が残されている。

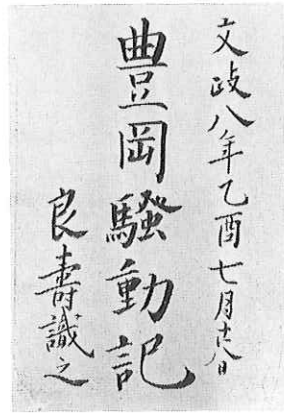
このうち、もつとも内容が詳細で正確なのは『鳥井家日記』である。

鳥井家の出自は不明であるが、戦国期に紀州から転居してきた郷士だと家伝はいう。文化九年に家祖の二五〇回忌を営んでいるところから戦国末の永禄年間（一五五八〜七〇）ということになる。

鳥井家は糶屋の屋号を称し代々、忠左衛門を襲名する。宝曆八年（一七五八）に始めて居住地の久保町の名主に任命され以降、明和（一七六四〜七二）・安永（一七七二〜八二）・天明（一七八一〜八九）の三回にわたる名主を勤め、文化五年（一八〇八）以降は久保町・寺町の名主と永井村庄屋を兼帯し以降、明治に至るまで名主を世襲して苗字・帯刀を許された。

当家の記録は宝曆十二年五月から、明治九年十月までの約一一〇年間、代々の当主が書き継いできたもので八〇冊になる。町役人の任務の必要からの備忘的な公用通達の手控えが主であるが、内容はそれだけにとどまらず、至るところで筆者自身の感懐など私的記事が記されており、当時の城下町有力商人・町役人の立場からの世相観察には、はなはだ透徹したものがあつた。町方変義についても最良質の史料の価値を有する。

由利家『公私之日記』は、文化八年から安政三年まで、中町の名主であつた由利家の日記である。由利家は江戸時代の初めは舟町に住み、鍋屋を屋号としてきた。この日記も町役人の備忘的公用通達の手控えが主で、折々の出来事も記録するが、その内容はおおむね鳥井家のものに比し簡略であり、かつ私的意見の記述が少な



写246 『豊岡騷動記』の表紙

一点で鳥井家の日記に一步を譲る。

『豊岡騷動記』は、故・石田松蔵氏が所蔵されていた僅々二五丁の小冊子で、表紙に「良壽識之」とあるが出所は不明である。内容は商家の番頭の記した日記から、町方変義の関連事項だけを抜き書きしたもののようで、良壽と名乗る筆者名も、この人物が日記の筆者の番頭名であるのか、日記を抜粋した騷動記の筆者名なのかわからない。

筆者の勤める商家は、絞油業のほか紙・釘金物を商い、かたわら質商を営むが、瀬戸物も商っていたふしも見られる。

当商家には旦那様・御家内様・順様の主人家族三人のほか、近くに私宅を持つ通いの番頭がおり、他に丁稚の与吉と下女と油職人九人、総勢十数人の世帯で、出入りの子方も何人かいるようである。

屋敷は用水のある街道に面し、隣家は金山屋という。店・六畳・次の間・台所・奥庭・奥六畳・二階建て米蔵・土蔵・種蔵・木屋からなる家屋敷からは、かなり有力な商家の経営ぶりが察せられる。

当商家も七月二十八日の夜、事前に予測して家財の一部と女・子どもを避難させていたが案の定、下隣りの家に続いて打ちこわしを受けた。

表戸や土蔵の戸を潰され襖・障子は全部破られて、羽釜も壊された。屋内は踏み荒らされ、店頭の紙類は持出して戸外にばらまかれ、瀬戸物・椀具膳類はあるだけ潰された。なかでも土蔵内の質草は露地に持出されて

残らず焼かれたが、それでも文政七、八兩年分の質草は家内中で後日に質草改めをするほどの多量がそっくり残っていて、僅かに品数六点、元金にして一〇〇匁分だけが紛失していたという。

暴徒は再度襲来するという噂であったが、藩邸の表御門を藩兵が固めたため、上へ通れなくなり来なかったという。

当商家がどこであったかについては、石田松蔵氏は『日本都市生活史料集成十在郷町篇・鳥井日記』の注で、『豊岡騒動記』は打ちこわしを受けた豊岡五町名主・中町の由利良右衛門の日記の抄録であって、筆者の良寿はその身内の者と推定している。しかし、『豊岡騒動記』の打ちこわし商家の別記のなかでの「当家」は、この町の名主が今井三郎右衛門、隣りが金山屋とあって、いずれも滋茂町の住民であることから、おそらく次表中の滋茂町の打ちこわし商家のなかに含まれていると考えられる。

当記録は、番頭の手になる日記であるだけに、前二者の日記とは内容記事が大きく異なり、そのほとんどは主家が打ちこわしを受けた際の様子と、その後の様子をはなはだ具体的に記述されていて、あたかも当時の状況をほうふつとさせる。次表に見るように被害商家の全容についての記事は簡単で正確さを欠く反面、騒動後の取調べや処罰された町民についての記述は大変くわしい。

以上、三点の日記が当騒動について、それぞれ違った観点から記述されているため、事件の全容を把握するのに互いに補完しあい、まことに重要な史料となっている。

打ちこわし
の状況

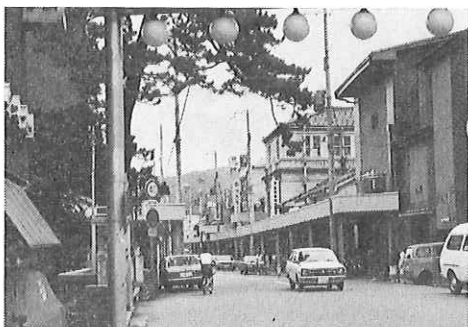
打ちこわしの状況を以下、『鳥井日記』を軸に、『由利日記』と『豊岡騒動記』で補足しながら述べてみよう。

| | | | | | | |
|------|----------|----|------------|----|------------|--------------------|
| 宵田町 | 小松屋小三郎 | 大大 | 小松屋小三郎 | 大 | 小松屋小三郎 | ※金札焼かれる (『騒動記』) |
| | 産物会所 | | 産物会所 | 中 | 産物会所 | 鍋屋宅 (『鳥井』) |
| | 鍋屋三左衛門 | 中 | 鍋屋三左衛門 | 中 | 金剛寺屋茂兵衛 | |
| | 金剛寺屋茂兵衛 | 中大 | 金剛寺屋茂兵衛 | 中大 | 桶屋源三郎 | ※ |
| | 桶屋源三郎 | 大大 | 桶屋源三郎 | 大故 | 油屋市左衛門 | △ |
| 新町 | 油屋市左衛門 | 大小 | 油屋市左衛門 | | | ※ |
| | 鍋屋新三郎 | 小小 | 鍋屋五郎右衛門 | 表故 | | △ |
| 小尾崎町 | 鍋屋五郎右衛門 | 小小 | はんた屋仁兵衛 | 表故 | | ※ |
| | 妙楽寺屋治右衛門 | 下 | 妙楽寺屋治右衛門 | 中 | 妨楽寺屋治右衛門 | ※ |
| 新屋敷村 | 丹後屋庄平 | 下 | 丹後屋庄十郎 | 中 | 丹後屋庄平 | |
| | | | | | 唐笠屋又三郎 | |
| 一日市村 | 庄屋・理左衛門 | 大大 | 利左衛門 | 大 | 紙屋利左衛門 | |
| 九日市村 | 紙屋源左衛門 | 大大 | | | | |
| | 大庄屋・弥左衛門 | 大大 | 大庄屋・佐伯弥左衛門 | | 大庄屋・佐伯弥左衛門 | |
| ? | 大庄屋・与右衛門 | 下 | 大庄屋・堀江与右衛門 | 大 | 大庄屋・堀江与右衛門 | |
| | 他に4、5軒 | | 甚二郎善左衛門 | 大大 | (丁崎)善左衛門 | 敵なり (『騒動記』) |
| | | | 傘屋作右衛門 | 表 | | |

- 注 1. 被害の「大」は大破、「中」は中破、「故」は故障、「表」は表戸割り、「下」は軽破
 2. 名の()は推定によるもの
 3. 備考の※印は、同年11月4日に名主の会合に呼び出されて、金銀売買のことで説論されたもの
 ○印は文政6年12月2日に、銀札売買による不当利得でお叱りを受けていたもの
 △印は「金銀売買不致」(『鳥井』)

表86 打潰し被害者名対照表

| 資料 | 鳥井『公私之日記』 | | 由利『公私之日記』 | | 『豊岡騒動記』 | 備考 |
|-------------|-----------|---------|-----------|-------|----------|-----------------------------------------------------------|
| | 被害者 | 被害度 | 被害者 | 被害度 | 被害者 | |
| 滋 茂 町 | 加嶋屋与三兵衛 | 下 | 梶間屋与三兵衛 | 中 | 加嶋屋与三兵衛 | ※ ※○ ※○ ※ ※ ※ △ |
| | 塩屋源助 | 下 | 塩屋源助 | 中 | 塩屋源助 | |
| | 靴屋喜十郎 | 中 | 靴屋喜十郎 | 中 | 靴屋喜十郎 | |
| | 塩屋久次郎 | 大 | 塩屋久次郎 | 大 | | |
| | 丹後屋勇三郎 | 大大 | 丹後屋祐三郎 | 大大 | | |
| | 塩屋与兵衛 | 大大 | 塩屋与兵衛 | 大 | 塩屋与兵衛 | |
| | 加嶋屋源六 | 小 | | | | |
| | 立野屋喜十郎 | 小 | | | | |
| | 小松屋松四郎 | 小 | 小松屋松四郎 | 中 | | |
| | 田中屋佐平次 | 小 | | | | |
| 梶原屋久左衛門 | 小 | 梶原屋九左衛門 | 故 | 塩屋弥惣治 | | |
| 小田井町 | 伯耆屋庄藏 | 大大 | 伯耆屋庄藏 | 大大 | 伯耆屋庄藏 | ※○ |
| | 鶴屋吉郎兵衛 | 大 | 鶴屋吉郎兵衛 | 大 | 鶴屋吉郎兵衛 | ※ |
| | 野上屋惣治郎 | 中 | 野上屋惣治郎 | 大 | 野上屋惣治郎 | ※ |
| | 野上屋伝次郎 | 中 | 野上屋伝二郎 | 大 | | ※ |
| | 伯耆屋五三太 | 下 | 伯耆屋五三太 | 中 | | ※ |
| 中 町 | 津居山屋清兵衛 | 中大 | 津居山屋清兵衛 | 大 | 津山屋清兵衛 | ※ △ ※ ※ ※ ※(桶屋勇七) ※(丹後屋武七) ※(河守屋治八郎) |
| | 鍋屋良右衛門 | 中大 | 鍋屋良右衛門 | 大 | (鍋屋定平) | |
| | 近江屋幸右衛門 | 大 | 近江屋幸右衛門 | 大 | (近江屋孫次郎) | |
| | 津居山屋治兵衛 | 下 | 津居山屋治兵衛 | 中 | | |
| | 鍋屋九十郎 | 大 | 鍋屋九十郎 | 表 | | |
| | 綿屋勘左衛門 | 小 | 綿屋勘左衛門 | 故 | | |
| | | | まつ屋忠兵衛 | 表 | | |
| | | | 伊福屋治右衛門 | 故 | | |
| | | | 桶屋甚二郎 | 中 | | |
| | | | 丹後屋庄三郎 | 故 | | |
| | | 河守屋与七 | 故 | | | |



写247 現在の宵田の街並み
騒動の最中におきた発砲事件は城郭入口である宵田門付近で起こった。

七月二十九日七ツ過ぎ（午後五時）ごろより何となく騒々しい様子であったが、夕五ツ時（午後七時）ごろ、火事という声で人びとが飛び出していき、上町辺や下町からもおいおい人びとが繰出し、まず滋茂町の塩屋与兵衛宅が打ちこわされ、それより滋茂町・中町で七、八軒が襲撃された。

群集は寺々に入って早鐘をついたから、在方村々からもおびたしい人数が集まり、町方人数はおよそ六〇〇、在方よりの入込みは二、三〇〇人を数えたという。

藩庁は早速、御門橋詰に藩兵を配置し、宵田町口まで出向させたが、群集は長竿ではたいたり石を投げて抵抗したため、やむなく藩兵は門内に退却して空砲を放った。

しかし群集は少しもひるまず、ますます氣勢をあげたため、ついにやむなく実弾を発射した。このため六地藏村の藤兵衛の伴・次作と寺町の宇屋藤八の伴・六兵衛二人が被弾した。次作はこのため八月一日死亡している。打ちこわしは翌晦日（三十日）の七ツ半（午前四時）、一日市村の大庄屋・佐伯孫左衛門宅を「こぼち仕舞い」として、やっと終息した。

この日も騒動の取沙汰があったので、十町では組頭一人ずつが町外れに立番に出、名主は夜中見廻りに出て、同心が警邏にあたったという。

明けて八月一日にも打ちこわしの風聞があったが事なく済み、二日からは『豊岡騒動記』筆者の商家などで営業を再開している。

野上村・一日市村では騒動の終わった翌日の八月一日に早くも逮捕者や呼出し人が出ているが、藩庁による本格的捜査は八月四日から始まった。同日、京口町の勘兵衛ら八人が呼出されたり、召捕られて入牢を命じられ以降、陸続として逮捕者が出た。

八月二日ごろから町内はいちおう鎮静化した模様であるが、五日の庚申詣では七ツ限りとの申渡しで依然、夜間外出などは禁止状態にあった。

八月十日にも八人が呼出されているが、その中には騒動の契機をつくった九日市村の善右衛門も含まれており、入牢させられている。

取調べ進行中の八月十一日、呼出しの人指し（指名）があつて寺町の五三郎らが評定所に出頭したところ突然、取調べが日延べされた。理由は江戸の藩主から飛脚があり、御郡奉行の古在小左衛門と大目付の岡登の兩人が突如、その職を解かれたからであった。古在は儉約の年限中にかかわらず大普請を行なったためであった。十月十七日、町内の酒屋は米価高の折からと酒造量の減石を申合わせ、十町の代表者は寄合いを持って咎人の赦免願いについて内談した。

赦免願いは十月二十四日に奉行所に提出された。また十一月六日にも町役人は集会し、当時なお金銀売買をやっている三一人に自肅を説得している。

十一月十五日、藩庁は十町名主を呼出して御恵米一〇〇俵を下賜し、貧窮者に配分するよう申渡した。

暴動参加容疑者のほとんどは取調べの結果、十二月二日ごろまでにあいついで放免され、残るは首謀者格の若松屋庄五郎ら四人だけとなった。四人は入牢のまま年を越すことになる。

十二月十六日には領内一統から銀札の引替え停止で難波の旨、嘆願があり、ようやく札場での銀札引替えが再開された。

明けて文政九年四月三日、九ツ時（正午）、町方変義の件で十町名主はじめ、町や在から一二〇人が評定所に出頭させられ、最終処分が申渡された。

寺町の若松屋庄五郎が七月二十九日、京口渡し場に押掛け同夜、小田井神社の森で産物方を取こわせと一声をあげたかどにより「其方発頭ニ付死罪にも可_レ申付_レ所」、町方一統の嘆願もあるので本人は永牢・家族は領内追放・家屋敷欠所・道具は無權に処せられた。

「庄五郎に引統声を上ケ其外不届之義」があつたという寺町の氣比屋利七は追込め、新町の伊勢屋徳三郎は夫婦とも領内追放・家屋敷欠所。新屋敷の友三郎と一日市村の喜兵衛の兩人は領分払いに処せられた。

また、この事件で京口町・小田井町の町役人らは処置の不手際を問われて、名主は錢一貫文・組頭は三〇〇文ずつの過料が科せられ、堀川定圃場持ちの者には中町の船屋忠兵衛・桶屋勇七の弟が大勢の暴徒に取囲まれたときに捨て置いたため二貫文の過料、在方では大庄屋ならびに庄屋・年寄が叱りの処分を受けた。

ただ、竹屋町だけは、このたびの騒動に町内から一人も参加者が出なかつたのは町役人の取扱いがよかつたからということ、町役人に御賞美のお達しがあつたという。

打ちこわされた 襲撃され、打ちこわされた家々は前表のとおりである。

富商たち 滋茂町の十二軒を筆頭に、中町十一軒、宵田町九軒の三町がもつとも多く、小田井町五軒・

新町三軒・新屋敷一軒と続いて、町方は計三九軒、在方では九日市村が六、七軒のほかは一日市村で一軒の計八、九軒、この他に所在不明の家が若干あつて、総数では五〇数軒の多きを数える。

被害戸数の多い滋茂・中・宵田の三町は、文政末の記録と思われる『豊岡細見抄』に「人家美麗、萬国ノ船ノ輻輳スル地ユエ、諸商人問屋等多シ」と記されており当時、豊岡の商業活動の中心地で、富商の集中する町であつた。

既述したように文政八年十一月六日に当時、金銀売買を行ない人びとの恨みを買っていた三一人の商人に町役人から自肅の説得がなされているが、それらの金銀売買の商人も中町の十一人・滋茂町七人を始め、小田井町六人、宵田町三人、新町二人、寺町・新屋敷各一人と、中町・滋茂町方面に集中している。

このうち滋茂町の丹後屋勇三郎・小田井町の伯耆屋庄蔵は、すでに文政六年十二月二日、銀札売買で不当利潤を貪っているのが目に余つたのか、藩庁から叱りの処分を受けたほどの悪徳商人であつたから七月二十九日夜、銀札の焼捨てにあつた宵田町の小松屋小三郎とともに、打ちこわしでは被害度「大大」というもつともはげしい破壊を受けている。

町方三九軒中には「金銀商売不_レ致」というのが三戸含まれているが、これは「酒食差出し延引ニ付、又家取違ニテ」打ちこわしにあつた一〇軒に属するから、打ちこわし被害町方三六戸から三戸を差引いた三三戸中の二二戸、すなわち三分の二は金銀売買による不当利潤の悪徳商人で、こうした商家が襲撃目標であつたこと

が明らかである。

在方では両組の大庄屋・村役人層が襲撃対象となっている。彼らの多くも村人の難渋をよそに町方商人同様、金銀売買や利貸し経営を営み、また藩庁の手先として御用銀賦課や取立てで恨みを買っていたためであろう。

打ちこわしの 打ちこわしに参加して藩庁から呼出し・召捕りの対象となった者は、判明するだけで一〇一人
参加者たち を数える。

それらの人たちの職業は肩書から集計すると次表のようになる。屋号で明らかにされる者を除くと、おおむね職人・小商人と察せられ、肩書なしの者はおそらく賃労働に従事する日雇い雑業層であろう。そして両者の合計は全体の七五^{セント}にも達する。打ちこわし参加者の多くは銀札の低落による米価や諸物価の高騰で生活を破壊された、その日暮らしに近い人びとであったと思われる。

つぎに、表に見るように一〇一人中五九人は町内の住民で、生活困窮に陥った人びとが、これらの町に多かったことが知られる。事実、主犯とされた若松屋庄五郎と氣比屋利七は、ともに寺町の難渋人であって打ちこわしの年の暮、藩庁が御恵米一〇〇俵を下賜したとき両人は難渋人の筆頭として、それぞれ五斗三升九合、二斗の配分を受けている。

在方の参加者は一日市村三人、日撫・野上各二人、梶原・六地藏各一人の計九人で、このうち六地藏の次作は打ちこわし当夜、藩兵の銃弾に倒れ、翌日死亡しているほか一日市村の喜兵衛は領分払いの刑を受けていて、検挙者こそ少ないが、打ちこわしに当初から積極的な参加があったことがうかがわれる。地元の村での出来事ではなかっただけに取調べが困難で、藩庁側も確認が得られなかったのであろう。検挙者中に近郷の天領・栃江

第七章 豊岡藩の試練

表87 町村別処罰者数

| 町村名 | 処罰者数 |
|------|------|
| 滋茂町 | 2 |
| 小田井町 | 10 |
| 中町 | 4 |
| 新町 | 7 |
| 寺町 | 15 |
| 久保町 | 6 |
| 京口町 | 5 |
| 中町 | 4 |
| 新屋敷村 | 2 |
| 藪町 | 2 |
| 小尾崎町 | 1 |
| 柳町 | 1 |
| 永井町 | 1 |
| 出町 | 1 |
| 鍛冶町 | 1 |
| 横町 | 1 |
| 六地藏村 | 1 |
| 一日市村 | 3 |
| 梶原村 | 1 |
| 日撫村 | 2 |
| 野上村 | 2 |
| 九日市村 | 1 |
| 栃江村 | 1 |
| (不明) | 24 |

表88 検挙者職業別構成

| 職 業 | 人 数 | 職 業 | 人 数 |
|-----|-----|---------|-----|
| 大工 | 8 | 唐津屋 | 1 |
| 米屋 | 8 | 綿屋 | 1 |
| 髪結 | 3 | 下駄屋 | 1 |
| 畳屋 | 2 | 飴屋 | 1 |
| 鍋屋 | 2 | 蕎麦屋 | 1 |
| 塩屋 | 2 | 油屋 | 1 |
| 紺屋 | 1 | (単なる屋号) | 26 |
| 骨柳屋 | 1 | (肩書なし) | 40 |
| 魚屋 | 1 | | |
| 木屋 | 1 | 計 | 101 |

注 鍋屋などには屋号と考えられるものが含まれるが、区分が困難のためいちおう職業にもとづくものとした。

表89 重罪者一覧

| 罪 刑 | 人 名 (町) |
|-----------------|-----------|
| 永牢・家内追放・欠所・道具無構 | 若松屋庄五郎(寺) |
| 夫婦追放・欠所・道具無構 | 伊福屋徳三郎(新) |
| 追放。家財は母に下さる | 友三郎(柳) |
| 領分払い | 友三郎(新屋敷) |
| 〃 | 喜兵衛(一日市村) |
| 追込め | 氣比屋利七(寺) |
| 叱り | 久左衛門(〃) |
| 〃 | 美濃屋久次郎(〃) |
| 〃 | 越後屋幸平(〃) |
| 〃 | 畳屋五三郎(〃) |
| 〃 | 小野屋忠五郎(〃) |
| 〃 | 六兵衛(〃) |
| 〃 | 木屋熊藏(久保) |
| 〃 | 唐津屋善五郎(〃) |
| 〃 | 塩屋弥助(〃) |
| 〃 | 源兵衛(〃) |

村の角力取・千三郎が入っていることが注目される。

呼出しや召捕りとなった者のほとんどは縄手鎖・吟味中入牢・町預・足留とされて取調べられ、このうちから翌年四月には既述のように永牢一・追放三・追込め二・叱り一〇の受刑者が出たが、果たして首謀者は誰であったのだろうか。最も重い刑を受けたのは若松屋庄五郎であったが『豊岡騒動記』によれば、彼は文政八年九月八日の取調べで「入牢人庄五郎・丈三・利七三人評定所にて懸合、咎庄五郎に落す」とあって、拷問によって「一番声」をあげたと白状したことが記されており、多分に仕組まれた臭いが強い。

翌九月九日には早速、咎人・難波人に米一斗五升ずつを人知れず持運んだ者があったという。庄五郎たちに町民の強い同情があったことを示している。十二月二十六日には『豊岡騒動記』の筆者の商家も白米五升ずつを入牢人四人に見舞いとして贈っているのを始め、入牢人に米を提供する者があいついだことを見ても、豊岡町民の心が奈辺にあつたか知ることができよう。

打ちこわしの際、小松屋小三郎宅では銀札が焼かれ『豊岡騒動記』の筆者商家では質物が焼捨てられているが、掠奪は行なわれていないし、在宅の家人に対する暴行も働いていない。

この騒動で盗みを働いた者も番人・車右衛門宅から草鞋を盗んだ者だけであって、明らかに金銀売買などによる日ごろの富商の悪辣さに対する反感が、家屋・家財を手当たり次第に破壊する行為となったもので、その行動には一定の節度が強く感じられる。

また、このたびの騒動には、どうしても表面にはあらわれない真の指導的人物の存在を考えざるを得ない。

京口渡し場に押掛けた人びとのうち、菟町の久左衛門について由利家『公私之日記』が、「変義取持人物」と

記しているのは、何か根拠があつてのことに違いあるまい。

文政の出石 天明元年（一七八一）、但馬一帯は虫害によつて凶作となつたが、天明三年も冷害のため諸国が領下郷強訴 大飢饉となり、続いて天明四年も凶作となつた。上米は石当たり九〇匁にも上がつた。

このため、城崎郡内の出石領の村々では農民が疲弊し、出石城下へ非人に出る者が多かつたという（『女代神社文書』）。丹後・久美浜代官所領では大規模な打ちこわしが発生したことは、すでに述べたとおりである。

しかし、十八世紀末の出石藩の財政はまだ好調であつた。『鳥井日記』によれば、寛政七年末に「出石御城主仙石越前守様、当時御勝手向共宜、金銀等沢山ニ出来候模様にて、諸々当地迄も皆々諸商人江御貸付被_レ成候、尤御宿ニ諸事穀物等御買被_レ成候故、出石町人当御領分之物の迄も一統悪敷申候、御領分百姓向も御取箇強と申候、但し御物主之家老仙石内蔵承様と申を皆々憎み申候事」との風評を記し、仙石左京が藩権力を背景に領内のみならず他領豊岡の商人にまでも利貸しを行ない、農産物の投機的売買を行なつてゐることを述べてゐる。

しかし、寛政十年には藩士に儉約令を下してゐることからみて、このころには藩財政もようやく窮迫しはじめたようである。出石藩財政は急速に悪化していった。

そして文政二年には、藩の負債が難波（大坂）に三万両・江戸に一万両・領内および近国商人に二万両の計六万両にも達し、年々の利息だけでも六〇〇〇両を必要とするにいたつた。このため藩札の準備銀が不足するようになり、不換紙幣の銀札切手の発行を余儀なくされた（宿南保『但馬史4』）。

加えて文化四、五年には出石に大洪水があり、とくに五年の洪水では高三万石余の田畑が石や砂をかぶり、



写248 出石銀札切手（生野町・八橋喜代松氏提供）

流他家屋七〇戸を数える大被害となったし、文化十三年の洪水でも領内の損毛は二万七〇〇〇石に上ったという。

藩財政の窮乏と併行して藩政改革をめぐる権力闘争も激化していった。文化四年には仙石左京が大老本席のまま勝手方頭取を兼ね、藩政を独裁する地位に立ったが、左京は暴落した藩札が引替停止寸前に立至ったため、その信用回復策として藩士たちにきびしい率で上げ米（俸禄の一部を藩に返上すること）を命じ、また財政再建のため新たに勘定吟味役をおいて、藩の機構改革を行なった。

文政五年には大坂の大名貸しからの五万両の負債を返済するため、領内の村々に四万両、出石町民に三〇〇〇両の御用銀を賦課し、五ヶ年年賦で上納することを命じた。残る七〇〇〇両には藩士からの上げ米が当てられた。

左京は財源確保のため新仕法しほほうを打出し文政五年、新たに領内に問屋・株仲間の結成を命じて豊岡商人の出石領内からの縮出しをはかったが、これが文政六年の「看不売出入り」の事件となったことは前述した。このほかにも領内産生糸の専売が強行されている。

しかし、これらの強引な財政政策は藩内から大きな反感を買い、とくに政敵・仙石造酒や酒勾清兵衛らによる策謀はついに左京を失脚に追込んだ。文政八年の左京の失脚とともに新仕法も改められたが、この結果として藩財政はますます窮迫化し、藩札はいよいよ暴落して、ついに文政八年末には引替え停止となり、翌九年に

は正銀の十数倍の交換率にまで、その価値は下落してしまった。

出石藩は、火の車の台所をまかなうために、あらゆる縁故をたよって借金に狂奔する。

久美浜代官所支配下の福成寺村・直右衛門は、親戚の片間村・六兵衛に頼まれて、止むを得ず正銀一〇貫目を文政九年四月に藩に融通したが、一ヶ年経っても返済はなく、翌十年三月には藩は「五ヶ年間は返済御停止」とした。あわてて直右衛門は、返済請求訴訟をおこすために、とりなし方を久美浜代官所に依頼したが、解決せず結局、踏み倒されるといふ事件もおきている（『福成寺・中村家文書』）。

文政十年九月の藩の負債総額は、ついに二〇万両にも達したという。藩庁は財政再建のため年貢の増徴を図り、文政十三年には連年の凶作下にもかかわらず定免制を強行した。こうしてついに出石領下最大の強訴が勃発することとなる。

以下、田井家の『家事日録』にもとづいてその概要を述べてみよう。

文政十三年の暮近く、十一月二十八日ごろから「当年難渋、願之義」があるということで、各所で百姓の秘密の会合が持たれ始めた。

そして十二月十一日にも引続いて会合があった。

百姓たちの不穏な状態を知ってか知らずでか、代官所は年貢不足の村々の組頭百姓を呼出し、きびしく納入を督促した。

ついに十二月十四日、夜八ツ時分（午前二時）、年貢上納の件で出石郡宮内村の道筋に多数の百姓が集まり、それより男子十五歳以上の者は出会うよう廻状が回された。そして「不_ニ罷出_ニ候ハバ夫々御見舞申」と大声で

参加を強要して回ったため、仕方なく下郷三〇ヶ村は参加する仕儀となり、多数の百姓が宮内村から水上村にかけて屯集した。

藩庁側は、庄屋を通じて願出れば願いの趣を聞届けるので、早々に引取るよう説得したが百姓たちは聞入れず、十五日夜には出石の河原口まで押し寄せた。

ところが代官が騎馬で出向くと百姓たちは恐れて逃亡し、曉方には退散してしまった。このとき老人や足弱で逃げ遅れた六人が捕えられ、十六日は、白洲で詮議をうけたが、十七日には帰村を許されている。

強訴は腰くだけとなって、下郷両組では急ぎ年貢を皆済しなければならなくなり、不足米一〇八〇石余を江原村の義右衛門と網場村の太兵衛の兩人に代納して貰ったという。

一方、藩庁では強訴参加者を探索し、一村一人ずつを召捕えて牢に入れ、二十日に御白洲での詮議の結果、福居村一人・伊豆村一人・大谷村二人が入牢となった。

入牢者は天保二年四月十一日に赦免され、強訴一件は落着した。

文政十三年の強訴は領内最大の一揆であったにもかかわらず、犠牲者の数は至って少なく、また量刑も軽く終わった。一揆勢が弱腰で、さしたる抵抗も見せず、事件後ただちに年貢不足米の上納に応じたことから藩庁もその実をとり、今後の百姓の藩政協力を期待してのことであろう。

この一揆は終始、惣百姓の主導下に展開されていることが注目される。惣百姓の談合で貢租減免の要求が打出され、村役人を突上げて一揆に突走っている。藩庁側が村役人を通じて願出るよう指示したのに対し、惣百姓はこれを拒否して強訴におよんでいる。従来の一揆が村役人による愁訴や越訴という形態を取ってきたのと

異なり、文政年間には出石領下郷の村々においても村落構造に大きな転換がなされつつあったことを物語っている。

変義後の幣 文政八年の町方変義後は、豊岡銀札の引替えが停止し、引替え銀歩は一層低落して米価の騰貴は制紊乱 ますますはげしくなった。

十月には大豆までも払底して高値となり、このため豆腐も一丁が十八文になった。金銀の払底から町民の困窮を見兼ね、町役人が十一月六日、金銀相場に暴利を貪る悪徳商人三人に説得を加えたことは既述した。

銀札引替え停止で町方一統の難義の旨を十町から願出たため、十二月十五日には銀札の引替えが一部再開されたが、それとも藩財政の窮乏から準備銀に事欠き、文政九年三月二十一日には十町名主始め町方から二人ばかりを藩庁に呼出し、札場役所の維持困難のため合力を依頼している。

つづいて四月十二日にも豊岡十町および永井町・新屋敷から一四〇人が藩庁に呼出され、従来の縮札四〇〇貫目のほかに、新たに月八朱の利息支給を条件に、各自の所有銀札に封印して藩庁に差出すよう縮札が命ぜられた。銀札流通量の制限によって信用の維持をはかったのである。

五月二十六日には金銀売買の禁止を始め、地札・他所札の引替え歩合の指定などの新札場仕法が触れ出され、十町の糸布・骨柳はじめ他所向きの商人七〇余人が藩庁に呼出されて、他所よりの入金はすべて札場で銀札に引替え、支払いに銀札を用いることが命ぜられた。

こうした措置で、八月二十四日には札利も下がったが、今度は地札が払底し八月末には一時、銀歩が五割から十二割という乱高下を呈することとなった。銀札の払底は経済活動を著しく阻害することとなったから、十

月十二日には札幌切手札・勘定所銭札の発行が余儀なくされた。

文政十一年五月十四日、札幌役人・町方出役の札幌担当者は取計いの不始末を問われて咎を受けた。七月九日には、またまた札幌仕法が改められた。八月末から九月上旬にかけて領内小前所持の散札まで、すべての銀札が新切手に引替えを命ぜられて引揚げられた。藩財政の窮乏と、それによる幣制の紊乱、そして物価の騰貴という悪循環で、町人・百姓は生活困窮の極にあった。そうした文政十三年、いわゆるお蔭参りが始まったのである。